

川島町かわみんタクシー運行事業に関する協定書（案）

川島町（以下「甲」という。）と川越市駅前広場使用タクシー協議会（以下「乙」という。）は、川島町かわみんタクシー運行事業に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力し、川島町かわみんタクシー運行事業を実施するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（事業の実施）

第2条 乙は、川島町かわみんタクシー運行事業実施要綱（令和4年1月4日改定）に基づき、事業を実施するものとする。

ただし、本協定においては、川島町かわみんタクシー運行事業実施要綱第4条に定める乗降場所は表1のとおりとする。

表 1

乗車場所	降車場所
埼玉医科大学総合医療センター (埼玉県川越市鴨田1981番地)	川島町内

2 川島町かわみんタクシー運行事業に使用する車両は、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃における車種区分において普通車に区分される車両とする。ただし、福祉輸送限定車両を除く。

3 乙は、自然災害等の不可抗力その他やむを得ない理由により、かわみんタクシーの運行ができない場合は、速やかに甲と協議し対応するものとする。

（運行経費の支払）

第3条 甲は乙に対し、表2に定めるとおり、通常の運行で得られるタクシー運賃から川島町かわみんタクシー運行事業による利用料金を控除した額を支払うものとする。

表 2

利用区分	利用料金
町外病院から町内全域での利用	2, 0 0 0 円 ※メーター5,000 円以上は 3,000 円
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている者	1, 7 0 0 円 ※メーター5,000 円以上は 2,700 円
運免許経歴証明書の交付を受けている者	

(運行状況の報告)

第 4 条 乙は自らが運行する川島町かわみんタクシー運行事業の毎月の利用状況、運行経費、運賃収入等の運行状況を、翌月末日までに甲に報告するものとする。

2 甲は乙に対し、必要に応じて川島町かわみんタクシー運行事業の運行状況の報告を求めることができるものとする。

3 甲は乙に対し、必要に応じて運行経費等の処理状況について、立入検査を行うことができるものとする。

(運行車輛)

第 5 条 乙は、かわみんタクシーの運行に起因する事故が発生したときは、乙の責任において処理するものとし、その処理内容を速やかに書面により、甲に報告するものとする。

2 前項の場合において、甲は、警察当局からの要請があった場合等公益上特に必要があると認めるときは、当該事故の内容を公表するものとする。

(有効期間)

第 6 条 この協定の有効期間は、協定を取り交わした日から令和 5 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、協定期間満了 3 0 日前までには、甲、乙いずれかが協定の解除または変更の申し出をしないときには、1 年間延長されるものとみなし、以後この例によるものとする。

(個人情報の取扱い)

第7条 乙は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び川島町個人情報保護条例（平成13年条例第14号）の規定により、川島町かわみんタクシー運行事業の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずることとする。

（守秘義務）

第8条 乙は川島町かわみんタクシー運行事業の実施にあたり、知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後についても同様とする。

（設定の解除）

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、川島町かわみんタクシー運行事業に関する協定を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、協定の履行の見込みがないと認められたとき。
- (2) 乙が、この協定の締結又は履行にあたり、不正な行為をしたとき。
- (3) 乙が、正当な事由に基づきこの協定の解除を申し出たとき。
- (4) 乙又は会員が、反社会的勢力の構成員であるとき。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じたときは、その都度、甲乙で協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870-1

甲 川島町長 飯島 和夫

埼玉県川越市大字中福238-1

乙 川越市駅前広場使用タクシー協議会
会長 加藤 茂

川島町かわみんタクシー運行事業に関する覚書（案）

川島町（以下「甲」という）と川越市駅前広場使用タクシー協議会（以下「乙」という）とは、川島町かわみんタクシー運行事業に関する協定書の取扱いに関し、次の通り覚書を締結する。

第1条（事務処理）

川島町かわみんタクシー運行事業の事務処理については、乙の副会長である練馬タクシー（川越市南大塚2丁目3番地14）が行うものとする。

第2条（報告書）

乙の副会長である練馬タクシーは、乙会員の報告を受けた場合は、指定の報告書にとりまとめたうえで乙に報告するものとする。

第3条（有効期間）

本覚書の有効期間は、令和4年 月 日から川島町かわみんタクシー運行事業に関する協定書の消滅の日までとする。

第4条（協議）

本覚書に定めのない事項または本契約の解釈に疑義を生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年 月 日

埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1

甲 川島町

川島町長 飯島和夫

埼玉県川越市大字中福238-5

乙 川越市駅前広場使用タクシー協議会

会長 加藤 茂

川島町かわみんタクシー運行事業に関する協定書（案）

川島町（以下「甲」という。）と有限会社川島タクシー（以下「乙」という。）は、川島町かわみんタクシー運行事業に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力し、川島町かわみんタクシー運行事業を実施するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（事業の実施）

第2条 乙は、川島町かわみんタクシー運行事業実施要領（令和4年1月4日改定）に基づき、事業を実施するものとする。

2 川島町かわみんタクシー運行事業に使用する車両は、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃における車種区分において普通車に区分される車両とする。ただし、福祉輸送限定車両を除く。

3 乙は、自然災害等の不可抗力その他やむを得ない理由により、かわみんタクシーの運行ができない場合は、速やかに甲と協議し対応するものとする。

（運行経費の支払）

第3条 甲は乙に対し、別に甲が定める要領により、通常の運行で得られるタクシー運賃から川島町かわみんタクシー運行事業による利用料金を控除した額を支払うものとする。なお、川島町かわみんタクシー運行事業については、迎車料金は計上しないものとする。

（運行状況の報告）

第4条 乙は自らが運行する川島町かわみんタクシー運行事業の毎月の利用状況、運行経費、運賃収入等の運行状況を、翌月末日までに甲に報告するものとする。

2 甲は乙に対し、必要に応じて川島町かわみんタクシー運行事業の運行状況の報告を求めることができるものとする。

3 甲は乙に対し、必要に応じて運行経費等の処理状況について、立入検査を行うことができるものとする。

（運行車輛）

第5条 乙は、かわみんタクシーの運行に起因する事故が発生したときは、乙の責任において処理するものとし、その処理内容を速やかに書面により、甲に報告するものとする。

2 前項の場合において、甲は、警察当局からの要請があった場合等公益上特に必要があると認めるときは、当該事故の内容を公表するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定を取り交わした日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間満了30日前までには、甲、乙いずれかが協定の解除または変更の申し出をしないときには、1年間延長されるものとみなし、以後この例によるものとする。

(個人情報の取扱い)

第7条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び川島町個人情報保護条例（平成13年条例第14号）の規定により、川島町かわみんタクシー運行事業の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じることとする。

(守秘義務)

第8条 乙は川島町かわみんタクシー運行事業の実施にあたり、知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後についても同様とする。

(設定の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、川島町かわみんタクシー運行事業に関する協定を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、協定の履行の見込みがないと認められたとき。
- (2) 乙が、この協定の締結又は履行にあたり、不正な行為をしたとき。
- (3) 乙が、正当な事由に基づきこの協定の解除を申し出たとき。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じたときは、その都度、甲乙で協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870-1

甲 川島町長 飯島 和夫

埼玉県比企郡川島町大字上八ツ林412

乙 有限会社 川島タクシー

代表取締役 清水 博子